

後期高齢者医療制度

保険給付について

令和5年7月16日発行

保険医療助成課

☎229-3285 FAX 229-5001

三重県後期高齢者医療広域連合

☎221-6883 FAX 221-6881

●被保険者証が変わります●

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人(65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり、申請して認定を受けた人を含む)を対象としています。

後期高齢者医療制度の被保険者証は、毎年8月1日に更新します。新しい被保険者証(ピンク色)は、7月中旬に三重県後期高齢者医療広域連合から簡易

書留で送付します。

なお、現在お持ちの被保険者証(若草色)の有効期限は7月31日です。8月1日以降に保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)、各出張所に返却してください。



●保険料について●

保険料決定通知書と納入通知書を7月中旬に送付します。新たに75歳になった人は、誕生月の翌月もしくは翌々月の中旬に届きます。

後期高齢者医療制度では、被保険者一人一人に対

して保険料を計算します。保険料の計算方法や軽減措置については、7月中旬に送付される被保険者証に同封のパンフレット「令和5年度後期高齢者医療制度のご案内」を参照してください。

●健康診査を受診しましょう●

●後期高齢者歯科健康診査 ～75歳からのお口の健康チェック～

口腔機能低下の予防と口腔健康意識の向上のため、後期高齢者歯科健康診査を実施しています。受診券等は、7月下旬に後期高齢者医療広域連合から送付します。受診方法について、詳しくは受診券などをご覧ください。

対 象 三重県後期高齢者医療被保険者で、令和5年3月31日現在、75歳・77歳・80歳の人

と ころ 三重県歯科医師会の指定する歯科医療機関

※詳しくは受診券同封文書をご覧ください。

受診期間 8月1日(火)～11月20日(月)

費 用 無料 ※ただし、2回目以降の受診については全額自己負担

●保険給付について●

●療養費

次のようなとき、申請し必要と認められた場合は、費用の一部が支給されます。

- 急病などで保険証を持たずに診療を受けたとき
- 医師の指示により、コルセットなどの補装具を作ったとき
- 医師が必要と認めた、はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき

●第三者行為

交通事故など、第三者の行為によってけがをして治療を受ける場合、原則として加害者が医療費を負

担すべきもので保険診療の対象となりませんが、届け出により後期高齢者医療保険で治療を受けることができます。

●葬祭費

被保険者が死亡したとき、申請により葬祭を行った人に葬祭費として5万円が支給されます。

●特定疾病(人工透析など)

申請により「特定疾病療養受療証」が交付された場合、毎月の自己負担額は1万円までとなります。